陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 53 号
件名	情報公開文書のコピー代を正しい金額に改正することを求めるこ とについて
要	情報公開文書のコピー代は、平成4年の新潟市長告示で、それまでの1枚20円を改め、現行の1枚10円を徴収することになっています。これは当時のコピー機使用料、紙代、コピーに要する人件費の合計の原価で、この原価の10円に改定されました。今の原価は総務課に確認して1円です。現在、新潟市議会・議員に対しては、原価のコピー1枚1円を下回る62銭でコピーを使用できる扱いになっており、現に市されています。しかし、市民には一代1枚1円で領収証が発行されています。しかし、市民にはコピー代1枚1円です。新潟市議会・議員と同じ1枚1円です。新潟市長告示を見直して、市民にも新潟市議会・議員と同じ1枚1円で特別扱いなのでしょうか。新潟市長告示を見直して、市民にも新潟市議会・議員と同じ1枚1円で精報公開文書の提供ができるようお願いします。情報公開工学の場合、10円の納付書をもらって銀行で10円を納付した後に、公開文書を受け取ります。また、情報公開コピー枚数は、全市で年間1万枚を大きく下回るもと、市民へのサービスとして無料化実現の検討もお願いします。なお市中では、情報公開文書と同じA4判コピー1枚が5円でできるところもあり、行民からコピー代で利益を得えていることになります。この件は、以前にも陳情して結果は不採択でした。担当課である総務部総務課に何回申し入れしても、できないが先で、全く財まといません。
付 託 年月日	令和元年 12 月 12 日 第 2 項 総務常任委員会
委員会	
受理	令和元年 12 月 4 日 第 503 号

陳情第53号

総務課長には、他の政令市や新潟県内他市町村の実情がどうのとの理由があるようですが、新潟市がどうするかで、決めるのは新潟市長です。

よって,以下について陳情いたします。

記

2 情報公開文書のコピー代無料化実現の検討をすること。